

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想（案）

令和8年 月

婦 恋 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本村は群馬県の西北部に位置し、東は長野原町・草津町に、その他の三方は長野県と接している。

村の東部を除く外周には、浅間山・四阿山・本白根山などの2,000m級の山々が連なり、表・裏日本の分水嶺をなしている。村の中央部を西から東に吾妻川が流れ、集落の大部分はこの流域に散在し、地質は火山灰土の腐食土壌が多く、標高700m～1,400mの立地条件を生かした高原野菜と畜産等を中心に首都圏の生産基地として大きな役割を果たしている。今後も引き続き、高冷地環境での高原野菜を中心とした大規模経営農家の育成を図るとともに多品目生産を行う農家の育成も図り、更なる村の農業発展を目指していく。

他方、中山間地域である本村では、農業就業人口の減少や有害鳥獣による農作物被害の増加等を背景に、農業後継者に継承されない農地が増加しており遊休農地の発生が課題となっている。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、将来に向けて守るべき農地を明確にし、有害鳥獣対策や遊休農地の発生防止・解消の取組を推進しつつ、担い手不足解消のため、新規就農者に加えて、農業に関心を寄せる女性及び経験や能力を有する退職者の参入、特定技能制度等による外国人材の受入等を推進していく。更に、農福連携を図り、障がい者と農業者の双方にメリットがあるような、農業分野での障がい者雇用に向けた取組も推進していく必要がある。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、「孺恋農業振興地域整備計画」に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 本村の農業構造については、昭和40年代前年より国、県、団体等による農用地開発事業等によって土地基盤が整備され、新規農地造成が進められてきた。

しかし、各種農業施設と大型機械の導入により、農業生産力は飛躍的に増強された反面、連作障害等への対策経費が増大している。更に近年では、温暖化に起因する大規模自然災害の増加が看過できない状況になっており、豪雨等による表土流亡や高温による作物の生育不良が危惧されている。

そこで、今後の本村農業の発展については、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえつつ、「安定した農業経営の持続と消費者の求める『安全で美味しい食』の追求」を目指し、環境負荷の低減も考慮した企業型の経営方針への転換と農業経営基盤の強化・保全が必要である。そのためには、農業者教育や担い手確保、表土流亡対策、作物の気候変動適応技術等を充実強化していくとともに農地中間管理事業などの流動化関連施策の積極的な活用により中核農家への農地の集積に努めるものとする。

3. 本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年先（令和17年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、孺恋村の農業経営の発展を目指し農業を主体とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり430万円程度、1経営体当たり610万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,750～1,950時間程

度)の水準を実現できるものとし、これらの経営が本村農業生産に相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、各集落・地域の協議の場での話し合いを重ね行うことにより、作成された「地域計画」のブラッシュアップを行い、担い手への農地集積・集約化を進めることで遊休農地等の解消に努める。話し合いにあたっては、新たに就農しようとする者を含めて幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求め、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「出し手となる者と農地」及びその受け手を明確にするとともに、担い手の農地利用の集積・集約化を進めるための方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

また、農地中間管理機構の活用に当たっては、「地域計画」に極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

4. 本村は、将来の孺恋村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本村は、孺恋村農業委員会（以下、「農業委員会」という。）、孺恋村農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、群馬県吾妻農業事務所（以下、「吾妻農業事務所」という。）等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための孺恋村農業再生協議会を設置し集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

また、農地の貸し借りによる経営規模拡大を意欲的に進め、認定農業者等の担い手の農業経営規模拡大に資するよう努める。一方、経営展開を助長するため、吾妻農業事務所の指導のもとに環境保全型農業を踏まえ、土づくりや輪作等を推進していく。さらには、本産地の持続的な発展のため、国が推進する「みどりの食料システム戦略」政策に沿った、化学農薬・化学肥料の使用量低減、スマート農業による労働生産性の向上、グリーンベルトの設置による表土流亡防止策等の更なる取組を推進し、「政策手法のグリーン化」を拡大していく。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、担い手の育成により地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コ

コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、村が主体となって、関連機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活動を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 本村は、農業委員会、農業協同組合の担当職員と連携するとともに、吾妻農業事務所の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を行う。

特に、大規模畜産をめざす農業経営者には、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫前橋支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、園芸経営には市場関係者や全国農業協同組合群馬県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

嬭恋村の令和7年の新規就農者は5人であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるキャベツの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、嬭恋村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

- ア 確保・育成すべき人数の目標

群馬県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする65歳以下の新規就農者の確保目標年間240人を踏まえ、嬭恋村においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

嬭恋村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,750時間～1,950時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生活が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた嬭恋村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本村と農業委員会、農業協同組合及び吾妻農業事務所で構成された嬭恋村農業担い手受入協議会（以下「担い手受入協議会」という。）が主体となり就農希望者に対して農地取得から技術・経営面等全般について支援や指導を行うことにより、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

（4）推進する取組

従来から基幹作物であるキャベツを中心に栽培する地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（2～3人程度）を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、キャベツの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農の類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営の基本的指標（全体）

N0	営農類型	生産規模（単位：a、頭、本）
1	キャベツ専作	キャベツ 900a
2	キャベツ＋ベニバナインゲン	キャベツ 500a、ベニバナインゲン 100a、
3	キャベツ＋菌茸	キャベツ 600a、エノキ 50,000本
4	花卉＋水稻	花卉 300a、水稻 200a
5	キャベツ＋レタス＋ハクサイ	キャベツ 400a、レタス 300a、ハクサイ 100a
6	酪農専作（放し飼い飼養）	経産牛 120頭、育成牛 60頭（経営牛1頭当たり乳量10,400Kg）、飼料作物1,500a
7	酪農専作（つなぎ飼い飼養）	経産牛 50頭、育成牛 22頭（経産牛1頭当たり乳量10,500Kg）、飼料作物600a
8	肉牛専作（肉専用種繁殖）	成雌牛 60頭、（繁殖和牛）
9	肉専用種繁殖＋キャベツ＋水稻	成雌牛 20頭（繁殖和牛）、キャベツ 400a、水稻 50a、飼料作物 200a
10	夏秋イチゴ（施設野菜）	高設イチゴ 40a
11	トウモロコシ＋ベニバナインゲン	トウモロコシ 400a、ベニバナインゲン 40a
12	ズッキーニ＋サヤインゲン	ズッキーニ 90a、サヤインゲン 10a

※ 農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の3で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間：1,750～1,950時間程度」の労働により、同じく第1の3で示す「1経営体あたりの目標年間農業所得：概ね610万円」の所得を得ることができる、「効率的かつ安定的な農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様、適用地域を示したものである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ 専作	<p>〈作付面積〉</p> <p>キャベツ900a エン麦(後作)200a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>9.0ha うち 3.5ha は借地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(高性能機械化一貫体系)</p> <p>トラクター(115.115.100.30ps)</p> <p>ロータリー</p> <p>三兼ソワ(3 条)</p> <p>プラウ</p> <p>管理機</p> <p>ライムソワ</p> <p>マニユアローダー</p> <p>マニユアスプレッタ(3t)</p> <p>肥料攪拌機(200L)</p> <p>半自動移植機(2 台)</p> <p>ブームスプレーヤ(1,000L)</p> <p>トラック(2t、軽)</p> <p>動力噴霧器</p> <p>バックキャリア</p> <p>製函機</p> <p>パソコン</p> <p>〈その他〉</p> <p>・予冷は、共同施設を利用</p> <p>・露地育苗からセル育苗への転換を検討</p> <p>・キャベツとイネ科作物との輪作の実施</p> <p>・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施</p> <p>グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>青色申告の実施</p> <p>土づくりと輪作の実施</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p> <p>・農繁期の過重労働に注意</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・雇用労働力 2人</p> <p>・夏期収穫作業のパート雇用</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ ＋ ベニバナ インゲン	<p>〈作付け面積〉</p> <p>キャベツ 500a</p> <p>ベニバナインゲン 100a</p> <p>エン麦(後作) 100a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>6.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(高性能機械化一貫体系)</p> <p>トラクター(100.75.75.25ps)</p> <p>ロータリー</p> <p>三兼ソワ(3条)</p> <p>プラウ</p> <p>管理機</p> <p>ライムソワ</p> <p>マニユアローダー</p> <p>マニユアスプレッタ(3t)</p> <p>肥料攪拌機(200L)</p> <p>半自動移植機(2台)</p> <p>ブームスプレーヤ(1,000L)</p> <p>トラック(2t、軽)</p> <p>動力噴霧器</p> <p>バックキャリア</p> <p>製函機</p> <p>施肥畝立て機</p> <p>脱穀機</p> <p>パソコン</p> <p>〈その他〉</p> <p>・予冷は、共同施設を利用</p> <p>・キャベツとイネ科作物との輪作の実施</p> <p>・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施</p> <p>グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>青色申告の実施</p> <p>土づくりと輪作の実施</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p> <p>・農繁期の過重労働に注意</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・雇用労働力 2人</p> <p>・夏期収穫作業のパート雇用</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ ＋ 菌茸	<p>〈作付け面積〉</p> <p>キャベツ 600a エノキ 50,000 本 エン麦(後作) 120a</p> <p>〈経営面積〉 6.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(高性能機械化一貫体系)</p> <p>栽培舎・作業場・栽培舎空調施設</p> <p>トラクター(100.75.75.25ps)</p> <p>ロータリー</p> <p>三兼ソワ(3 条)</p> <p>プラウ、管理機</p> <p>ライムソワ</p> <p>マニユアローダー</p> <p>マニユアスプレッタ(3t)</p> <p>肥料攪拌機(200L)</p> <p>半自動移植機(2 台)</p> <p>ブームスプレーヤ(1,000L)</p> <p>トラック(2t、軽)</p> <p>動力噴霧器</p> <p>バックキャリア・製函機</p> <p>パソコン、ミキサー、詰め機</p> <p>高圧殺菌釜、自動接種機</p> <p>菌掻き機、熱交換機一式</p> <p>包装機、加湿器、ふるい機</p> <p>チェーンコンベア、掻き出し機</p> <p>〈その他〉</p> <p>・予冷は、共同施設を利用</p> <p>・キャベツとイネ科作物との輪作の実施</p> <p>適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施</p> <p>グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系</p>	<p>・露地野菜とエノキの複合化で経営の安定</p> <p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>土づくりと輪作の実施</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p> <p>・農繁期の過重労働に注意</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・出荷データの分析と販売管理</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・雇用労働力 2人</p> <p>・夏期収穫作業のパート雇用</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉 + 水稻	<p>〈作付け面積〉</p> <p>花卉 300a 水稻 200a</p> <p>〈経営面積〉 5.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(75.25ps) ロータリー 管理機 ブームスプレーヤ(500L) スピードスプレーヤ(500L) 乗用草刈機 トラック(2t、軽×2台) 動力噴霧器 製函機 パソコン、結束機、暖房機 パイプハウス・乗用田植機 自脱型コンバイン、乾燥機 籾摺り機</p> <p>〈その他〉</p> <p>・促成は、共同施設を利用 ・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により 防除回数の削減と省力化</p>	<p>・土づくりによる花卉の品質向上</p> <p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・土づくりと輪作の実施</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p> <p>・農繁期の過重労働に注意</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ ＋ レタス ＋ ハクサイ	〈作付け面積〉 キャベツ 400a レタス 300a ハクサイ 100a 〈経営面積〉 8.0ha うち 4ha は 借地	〈資本装備〉 (高性能機械化一貫体系) ビニールハウス トラクター(100.75.31ps) ロータリー 三兼ソフ(3条) プラウ マニユアローダー マニユアスプレッタ(3t) ライムソフ 全自動移植機(1条2台) 畦立てマルチャ マルチ播種機 ブームスプレーヤ(1,000L) 動力噴霧器 パソコン トラック(2t、軽) マルチ巻き取り機 投光器・発電機 管理機 バックキャリア 製函機 〈その他〉 ・予冷は、共同施設を利用 ・育苗はセル成型苗の利用 ・キャベツの連作障害回避 のための輪作の実施 ・キャベツ、レタスは全自動 移植機による定植	・雇用労働力の安定確保 ・団地間輪作による連作 障害の軽減 ・簿記記帳による経営収 支の把握とコスト節減 ・農繁期の過重労働に注 意 ・農機具の保守管理を徹 底し、使用年数の延長に よる機械コストの低減を図 る ・市場ニーズに適合した 計画作付けの実施	・家族労働力 3人 ・雇用労働力 3人 ・夏期収穫作業のパー ト雇用 ・チェックリストに基づく 労働安全の確保 ・適正な労働時間の設 定 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専作 (放し飼い 飼養)	<p>〈飼養頭数〉</p> <p>経産牛 120 頭 育成牛 60 頭</p> <p>(経営牛 1 頭当たり 乳量 10,400kg)</p> <p>〈飼料作物〉 作付け面積 1,500ha (飼料自給率 TDN35%以上)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストールミルクング パーラー方式 ・牛舎、付属施設 ・ミルクングパーラー(6 頭 ×2) ・パルククーラー(4,000L) ・トラクター(100.85ps.: 共 有) ・飼料作物栽培作業機械 一式(共有) ・飼料作物収穫作業機械 一式(共有) ・堆肥発酵施設 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする 資源循環型の経営 ・経営体周辺への大区画 飼料畑の集積造成 ・飼料作物生産の機械利 用組合方式の導入(3 戸共 同) ・家畜糞尿の堆肥化と堆肥 の利用促進 ・混合飼料(TMR) 給与方 式 ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高 能力確保 ・育成牛の放牧委託育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経 営収支の把握と資金管 理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営 分析 ・牛群検定の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・ヘルパー活用による 休日制の導入 ・チェックリストに基づく 労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専作 (つなぎ飼 い飼養)	<p>〈飼養頭数〉</p> <p>経産牛 50 頭 育成牛 22 頭</p> <p>(経営牛 1 頭当たり 乳量 10,500kg)</p> <p>〈飼料作物〉 作付け実面積 600ha (飼料自給率 TDN35%以上)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・つなぎ飼い・パイプライン ミルカー方式</p> <p>・牛舎、付属施設</p> <p>・ミルカー(4 ユニット)</p> <p>・パルククーラー(1,500L)</p> <p>・トラクター(105.77ps.: 共 有)</p> <p>・飼料作物栽培作業機械 1式(共有)</p> <p>・飼料作物収穫作業機械 1 式(共有)</p> <p>・堆肥発酵施設</p> <p>・トラック 2t</p> <p>〈その他〉</p> <p>・粗飼料自給を基本とする 資源循環型の経営</p> <p>・経営体周辺への飼料畑の 集積</p> <p>・家畜排泄物の堆肥化と利 用の促進</p> <p>・粗飼料、濃厚飼料の分離 給与方式</p> <p>・飼料作物生産の機械利 用組合方式の導入(5 戸共 同)</p> <p>・計画的肉畜生産(F1)</p> <p>・受精卵移植技術による高 能力確保</p> <p>・育成牛の放牧委託育成</p>	<p>・複式簿記記帳による経 営収支の把握と資金管 理の徹底</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・パソコン活用による経営 分析</p> <p>・牛群検定の活用</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・ヘルパー活用による 休日制の導入</p> <p>・チェックリストに基づく 労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛専作 (肉専用種 繁殖)	<p>〈飼養頭数〉 成雌牛 60 頭 (繁殖和牛)</p> <p>〈飼料作物〉 作付け面積 5ha</p>	<p>〈資本装備〉 独房＋群飼育体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール群飼育牛 ・分娩業舎 ・離乳群飼育舎 ・堆肥舎 ・トラクター(31ps) ・コーンハーベスタ(2 条) ・モア ・ヘイベアラ ・ロールベアラ ・軽トラック <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培 ・平均分娩間隔 12.5 ヶ月 ・出荷日齢(去勢)240 日 ・出荷日齢(雌) 270 日 ・出荷体重(去勢)270kg ・出荷体重(雌) 268kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・休日制の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・給与制の導入 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉専用繁殖 + キャベツ + 水稻	<p>〈飼養頭数〉</p> <p>成雌牛 20 頭</p> <p>(繁殖和牛)</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>キャベツ 400a</p> <p>水稻 50a</p> <p>〈飼料作物〉</p> <p>作付実面積 200a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>キャベツ 4.0ha</p> <p>飼料畑 2ha</p> <p>水稻 0.5ha</p> <p>合計 6.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(構成の機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(100.75.25ps) ・ロータリー <p>三兼ソワ(3 条)</p> <p>プラウ、管理機、ライムソワ、</p> <p>マニユアローダー</p> <p>マニユアスプレッタ(3t)</p> <p>肥料攪拌機(200L)</p> <p>半自動移植機(2 台)</p> <p>ブームスプレーヤ(1,000L)</p> <p>トラック (2t、軽)</p> <p>動力噴霧器、バックキャリア、</p> <p>製函機、パソコン</p> <p>田植機、コーンハーベスタ</p> <p>(2 条)、モア</p> <p>ヘイベアラ、ロールベアラ</p> <p>自脱型コンバイン、乾燥機、粃摺り機</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予冷は、共同施設を利用 ・環境負荷に配慮した栽培の実施 ・グリーンベルト設置 ・優良素牛の導入 ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤により、防除回数の削減と省力化 ・平均分娩間隔 12.5 ヶ月 ・出荷日齢(去勢)240 日 ・出荷日齢(雌)270 日 ・出荷体重(去勢)270kg ・出荷体重(雌)268kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・土づくりと輪作の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意 ・雇用労働力の安定確保 ・繁殖成績管理 ・農繁期の過重労働に注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3 人 ・雇用労働力 1 人 ・夏期収穫作業のパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・農繁期の1日当たり労働時間を 10 時間以内にとどめる ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (夏秋イチ ゴ専作)	<p>〈作付面積〉 高設イチゴ 40a</p> <p>〈経営面積〉 40a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス本ぽ (4,000 m²) ・一層自動カーテン ・養液土耕システム ・格納庫 (40 m²) ・高設システム (3,000 m²) ・トラクター (20ps) ・ロータリー (1.4m) ・動力噴霧器 ・管理機 ・軽トラック ・冷蔵庫 ・パソコン <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴは大型ハウスにより栽培管理の省力化・自動化 ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷・ポット育苗等、花芽分化促進技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質生産技術を確立し、ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・施設等の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トウモロコシ ＋ ベニバナインゲン	<p>〈作付面積〉</p> <p>トウモロコシ 400a</p> <p>ベニバナインゲン 40a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>4.4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（30ps） ・ロータリー ・動力噴霧機 ・ライムソワ ・マルチャ ・プラウ ・管理機 ・トウモロコシ選別機 ・軽トラック 等 ・パソコン <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施 ・グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・土づくりと輪作の実施 ・農機具等の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・夏季収穫作業のパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ズッキー ニ + サヤイン ゲン	<p>〈作付面積〉</p> <p>ズッキーニ 90a サヤインゲン 10a</p> <p>〈経営面積〉 1ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) ・ロータリー ・動力噴霧器 ・ライムソワ ・マルチャ ・プラウ ・管理機 ・軽トラック等 ・パソコン <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施 ・グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・土づくりと輪作の実施 ・農機具等の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力3人 ・夏季収穫作業のパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の種類ごとの
新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に婦恋村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、婦恋村における主要な営業類型についてこれを示すと次のとおりである。

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標（全体）

NO	営 農 類 型	生産規模（単位：a、頭、本）
1	キャベツ専作	キャベツ 450a
2	キャベツ+ベニバナインゲン	キャベツ 300a、ベニバナインゲン 50a、
3	キャベツ+レタス+ハクサイ	キャベツ 300a、レタス 200a、ハクサイ 50a

※ 農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の4で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間：1,750～1,950時間程度」の労働により、同じく第1の4で示す「1経営体あたりの目標年間農業所得：概ね250万円」の所得を得ることができる、「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様、適用地域を示したものである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ 専作	<p>〈作付面積〉</p> <p>キャベツ 450a エン麦(後作)100a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>4.5ha うち 3.2ha は借地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(高性能機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(80.30ps) ・ロータリー <p>三兼ソフ(3条)</p> <p>プラウ</p> <p>管理機</p> <p>マニユアローダー</p> <p>マニユアスプレッタ(3t)</p> <p>肥料攪拌機(200l)</p> <p>半自動移植機(2台)</p> <p>ブームスプレーヤ</p> <p>トラック(2t、軽)</p> <p>動力噴霧器</p> <p>バックキャリア</p> <p>製函機</p> <p>パソコン</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予冷は、共同施設を利用 ・露地育苗からセル育苗への転換を検討 ・キャベツとイネ科作物との輪作の実施 ・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施 ・グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・土づくりと輪作の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意 ・雇用労働力の安定確保 ・市場情報の収集と計画出荷 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 1人 ・雇用労働力 1人 ・夏期収穫作業のパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる ・定期的な休日の確保

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ ＋ ベニバナインゲン	<p>〈作付け面積〉</p> <p>キャベツ 300a ベニバナインゲン 50a エン麦(後作) 50a</p> <p>〈経営面積〉 3.5ha</p>	<p>〈資本装備〉 (高性能機械化一貫体系)</p> <p>・トラクター(75.25ps) ・ロータリー 三兼ソフ(3条) プラウ 管理機 ライムソフ マニユアローダー マニユアスプレッタ(3t) 肥料攪拌機(200l) 半自動移植機(2台) ブームスプレーヤ (1,000L) トラック(2t、軽) 動力噴霧器 バックキャリア 製函機 施肥畝立て機 脱穀機 パソコン</p> <p>〈その他〉</p> <p>・予冷は、共同施設を利用 ・キャベツとイネ科作物との輪作の実施 ・適正施肥と環境負荷に配慮した栽培の実施 ・グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・土づくりと輪作の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意 ・雇用労働力の安定確保</p>	<p>・家族労働力 1人 ・雇用労働力 1人 ・夏期収穫作業のパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・農繁期中の1日当たり労働時間を10時間以内にとどめる ・定期的な休日の確保</p>

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ ＋ レタス ＋ ハクサイ	<p>〈作付け面積〉</p> <p>キャベツ 300a レタス 200a ハクサイ 50a</p> <p>〈経営面積〉 5.5ha うち 3ha は借地</p>	<p>〈資本装備〉 (高性能機械化一貫体系)</p> <p>ビニールハウス</p> <p>・トラクター(75.31ps)</p> <p>・ロータリー</p> <p>三兼ソフ(3条)</p> <p>プラウ</p> <p>マニュアルローダー</p> <p>マニュアルスプレッタ(3t)</p> <p>ライムソフ</p> <p>全自動移植機(1条2台)</p> <p>畦立てマルチャ</p> <p>マルチ播種機</p> <p>ブームスプレーヤ (1,000L)</p> <p>動力噴霧器</p> <p>パソコン</p> <p>トラック(2t、軽)</p> <p>マルチ巻き取り機</p> <p>投光器・発電気 管理機</p> <p>バックキャリア</p> <p>製函機</p> <p>〈その他〉</p> <p>・予冷は、共同施設を利用</p> <p>・育苗はセル成型苗の利用</p> <p>・キャベツの連作障害回 避のための輪作実施</p> <p>・キャベツ、レタスは全自 動移植機による定植</p>	<p>・雇用労働力の安定確 保</p> <p>・団地間輪作による連 作障害の軽減</p> <p>・簿記記帳による経営 収支の把握とコスト節 減</p> <p>・農機具の保守管理を 徹底し、使用年数の延 長による機械コストの低 減を図る</p> <p>・農繁期の過重労働に 注意</p> <p>・市場ニーズに適合し た計画作付けの実施</p>	<p>・家族労働力 1人</p> <p>・雇用労働力 2人</p> <p>・夏期収穫作業のパー ト雇用</p> <p>・チェックリストに基づく 労働安全の確保</p> <p>・適正な労働時間の設 定</p> <p>・定期的な休日の確保</p>

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の特産品であるキャベツなどの農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、吾妻農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、担い手受入協議会により、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などを行うとともに、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業条件の明確化、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、吾妻農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に必要な知識の習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう農業委員等は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援に係る国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械

等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせんを行う。

(2) 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める 面積のシェアの目標	備 考
85 %	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」

認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営(特定農業団体又は集落営農組織)又は認定新規就農者による、地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受委託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本村においては、キャベツの露地栽培を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んでいるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見直し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策、事業の実施を図っていく。

①農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有に合理化を促進するため農地中間管理事業を総合的に推進する。

(3) 関係機関及び関係団体等との連携体制

村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、策定された地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、群馬県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本村農業の地域特性、即ち、単一経営を中心とした大規模な農業生産の展開や高齢化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の

基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるキャベツの農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の

出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置すること。地域計画のブラッシュアップを行ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

村は、地域計画のブラッシュアップに当たって、吾妻農業事務所・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地の貸借等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域の農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況及び農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1集落から数集落までの範囲）とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況及び農業経営活動の領域等から、1集落を単位とする実施区域を設定することが困難である場合において、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来しないと認められるときは、集落の一部を除外した区域を実施区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、農地の集積・集約化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ、作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ、農作業の効率化に関する事項

エ、認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項

オ、認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ、その他必要な事項

- ② 農用地利用規程において、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を村に申請して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。

- ② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア、農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ、農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ、(4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ、農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本村の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア、特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ、特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ、特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する

事項

- ③ 本村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア、②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ、申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の奨励等

- ①（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本村は、認定団体が農用地改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本村は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、吾妻農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、嬭恋村農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ、効率的な農作業の受託事業を行う生産組織等の育成

ウ、農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ、農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ、地域及び作業後との事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ、農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、協同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年5月7日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成24年1月16日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

4 この基本構想は、平成28年11月16日から施行する。

5 この基本構想は、令和3年11月17日から施行する。

6 この基本構想は、令和5年8月29日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

7 この基本構想は、令和8年 月 日から施行する。

この基本構想の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。